

石川県

漁番	港号	漁港名	読み	種別	所在地 (市町村名)	漁港 管理者	漁業 協同組合	分区	海岸 保全 区域	港則 法 適用	ビジ ター 受入	指 定 年 月 日	区域変更 年 月 日	備 考
2410010	東浜	トウハマ		1	七尾市	七尾市	石川県		◎			S27.12.29		半島
2410020	黒崎	クロサキ		1	七尾市	七尾市	石川県		◎			S27.12.29		半島
2410030	上佐佐波	カミササナミ		1	七尾市	七尾市	石川県		◎			S27.12.29		半島
2410050	百海	トウミ		1	七尾市	七尾市	石川県					S28.3.5		半島
2410060	江泊	エノマリ		1	七尾市	七尾市	石川県					S27.12.29	S43.3.30	半島
2410070	鵜浦	ウノウラ		1	七尾市	七尾市	石川県		◎			S27.12.29		半島
2410080	三室	ミムロ		1	七尾市	七尾市	石川県		◎	○		S27.12.29		半島
2410090	野崎	ノザキ		1	七尾市	七尾市	石川県					S26.12.13	S46.10.6	半島
2410100	祖母ヶ浦	ハバウラ		1	七尾市	七尾市	石川県		◎			S27.12.29		半島
2410110	向田	コウダ		1	七尾市	七尾市	石川県		◎			S27.12.29		半島
2410120	曲	マガリ		1	七尾市	七尾市	石川県		◎			S27.12.29		半島
2410123	三ヶ浦	サンガウラ		1	七尾市	七尾市	石川県	3	◎			S50.11.15	H2.7.13	半島
2410125	中島	ナカジマ		1	七尾市	七尾市	石川県	2	◎			S45.8.8	H3.11.13	半島
2410130	新崎	ニウザキ		1	鳳珠郡穴水町	穴水町	石川県		◎			S39.1.22		半島
2410140	岩車	イワクルマ		1	鳳珠郡穴水町	穴水町	石川県		◎			S39.1.22		半島
2410150	鹿波	カナミ		1	鳳珠郡穴水町	穴水町	石川県		◎			S29.7.12		半島
2410160	曾良	ソラ		1	鳳珠郡穴水町	穴水町	石川県		◎			S29.7.12		半島
2410170	甲	カブト		1	鳳珠郡穴水町	穴水町	石川県		◎			S29.7.12		半島
2410180	沖波	オキナミ		1	鳳珠郡穴水町	穴水町	石川県		◎			S27.12.29		半島
2410190	前波	マエナミ		1	鳳珠郡穴水町	穴水町	石川県		○			S27.12.29		半島
2410200	宇加川	ウカガワ		1	鳳珠郡穴水町	穴水町	石川県		○			S27.12.29		半島
2410210	古君	フルキミ		1	鳳珠郡穴水町	穴水町	石川県		◎			S27.12.29		半島
2410215	鵜川	ウカワ		1	鳳珠郡能登町	能登町	石川県		◎			S26.12.13	H17.3.1	半島
2410220	七見	シチミ		1	鳳珠郡能登町	能登町	石川県		◎			S27.12.29	H17.3.1	半島
2410230	矢波	ヤナミ		1	鳳珠郡能登町	能登町	石川県					S27.12.29	H17.3.1	半島
2410240	波並	ハナミ		1	鳳珠郡能登町	能登町	石川県		○			S26.12.13	H17.3.1	半島
2410250	藤波	フジナミ		1	鳳珠郡能登町	能登町	石川県		○			S27.12.29	H17.3.1	半島
2410260	羽根	ハネ		1	鳳珠郡能登町	能登町	石川県		◎			S30.10.21	H17.3.1	半島
2410270	小浦	オウラ		1	鳳珠郡能登町	能登町	石川県					S30.10.21	H17.3.1	半島
2410290	白丸	シロマル		1	鳳珠郡能登町	能登町	石川県		◎			S29.10.30	H17.3.1	半島
2410300	比那	ヒナ		1	鳳珠郡能登町	能登町	石川県		◎			S31.7.6	H17.3.1	半島
2410310	小泊	コノマリ		1	珠洲市	珠洲市	石川県		◎			S27.12.29		半島
2410320	寺家	ジケ		1	珠洲市	珠洲市	石川県		◎			S27.12.29		半島
2410330	長橋	ナガハシ		1	珠洲市	珠洲市	石川県	2	○			S31.7.6	S46.10.6	半島
2410340	真浦	マウラ		1	珠洲市	珠洲市	石川県		◎			S27.12.29		半島
2410350	曾曾木	ソソギ		1	輪島市	輪島市	石川県		◎			S27.12.29		半島
2410360	光浦	ヒカリウラ		1	輪島市	輪島市	石川県		◎			S27.12.29		半島
2410370	鵜入	ウニウ		1	輪島市	輪島市	石川県	2				S26.7.28	H17.8.26	半島
2410380	大沢	オオザワ		1	輪島市	輪島市	石川県		◎			S27.12.29		半島
2410390	皆月	ミナツキ		1	輪島市	輪島市	石川県		○			S27.12.29		半島
2410400	深見	フカミ		1	輪島市	輪島市	石川県		○			S27.12.29		半島
2410415	黒島	クロシマ		1	輪島市	輪島市	石川県		◎			S26.7.28		半島
2410420	赤神	アカミ		1	輪島市	輪島市	石川県					S27.12.29		半島
2410430	剣地	ツルギジ		1	輪島市	輪島市	石川県		○			S27.12.29		半島
2410443	赤崎	アカサキ		1	羽咋郡志賀町	志賀町	石川県		◎			S27.12.29	H17.9.1	半島
2410450	領家	リョウケ		1	羽咋郡志賀町	志賀町	石川県		◎			S27.12.29	H17.9.1	半島
2410460	七海	シツミ		1	羽咋郡志賀町	志賀町	石川県					S27.12.29	H17.9.1	半島
2410470	赤住	アカズミ		1	羽咋郡志賀町	志賀町	石川県	2	◎			S27.12.29	H17.9.1	半島
2410475	安部屋	アビヤ		1	羽咋郡志賀町	志賀町	石川県	2	◎			S27.12.29	H17.9.1	半島
2410476	高浜	タカハマ		1	羽咋郡志賀町	志賀町	石川県					S26.7.28	H17.9.1	半島
2410480	大島	オシマ		1	羽咋郡志賀町	志賀町	石川県					S27.12.29	H17.9.1	半島

石川県

漁番	港号	漁港名	読み	種別	所在地 (市町村名)	漁港 管理者	漁業 協同組合	分区	海岸 保全 区域	港則 法 適用	ビジ ター 受入	指 定 年 月 日	区域変更 年 月 日	備 考
2410490		柴垣	シバガキ	1	羽咋市	羽咋市	石川県		◎			S27.12.29		半島
2410500		羽咋	ハウイ	1	羽咋市	羽咋市	石川県		◎			S29.7.12		半島
2410505		美川	ミカワ	1	白山市	白山市	石川県					S29.10.30		
2410510		安宅	アヂ	1	小松市	小松市	石川県		◎			S26.7.28		
2420010		庵	イオリ	2	七尾市	七尾市	石川県		◎			S27.12.29	H19.9.14	半島
2420015		下佐佐波	シモササナミ	2	七尾市	七尾市	石川県		◎			S27.12.29		半島
2420020		石崎	イシザキ	2	七尾市	石川県	石川県		◎	○		S26.7.28	H16.10.1	半島
2420030		鰻目	エノメ	2	七尾市	七尾市	石川県	2	◎			S27.12.29	S42.12.30	半島
2420045		高倉	タカクラ	2	鳳珠郡能登町	石川県	石川県		○			S41.3.31	S54.11.26	半島
2420050		松波	マツナミ	2	鳳珠郡能登町	能登町	石川県		○			S26.7.28	H17.3.1	半島
2420060		鵜飼	ウカイ	2	珠洲市	珠洲市	石川県		◎			S26.7.28		半島
2420070		名舟	ナフネ	2	輪島市	輪島市	石川県					S27.12.29		半島
2420075		鹿磯	カイズ	2	輪島市	石川県	石川県		○			S26.7.28		半島
2430010		蛸島	タコジマ	3	珠洲市	石川県	石川県		◎			S26.7.28	S63.8.24	半島
2430020		橋立	ハシダテ	3	加賀市	石川県	石川県		◎			S26.12.13	S55.5.6	
2440010		狼煙	ノロシ	4	珠洲市	石川県	石川県	2	◎			S27.12.29	H3.11.13	半島
2440020		舳倉島	ヘクラジマ	4	輪島市	石川県	石川県					S26.7.28		離島
2440030		富来	トキ	4	羽咋郡志賀町	石川県	石川県		◎			S26.7.28	S38.2.14	半島

(注)

1. 海岸保全区域欄については、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
2. 港則法適用欄については、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
3. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日を記載し、名称・種別・区域変更年月日については、現在の漁港の区域となった告示年月日を記載すること。
4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄については、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 備考欄の「離島」は離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美諸島に所在する漁港を表す。